○岡山県公安委員会告示第二百二十一号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十五年十二月十四日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十五年十二月十日

岡山県公安委員会委員長　佐藤　芳子

一　名称　四代目浅野組

二　主たる事務所の所在地　岡山県笠岡市笠岡六百十五番地十一

三　代表する者の氏名　森田文靖

四　代表する者の住所　岡山県笠岡市大井南三十番地六

五　指定番号　七二一三―一（平成二十二年十二月十日岡山県公安委員会告示第百九十八号により公示した指定番号七二一〇―一）

○香川県公安委員会告示第七号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十五年十二月十六日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十五年十二月十日

香川県公安委員会委員長　横井　久子

一　名称　二代目親和会

二　主たる事務所の所在地　香川県高松市塩上町二丁目十四番四号

三　代表する者の氏名　吉良博文

四　代表する者の住所　香川県高松市西ハゼ町七十四番地一

五　指定番号　八一一三―一（平成二十二年十二月十日香川県公安委員会告示第四号により公示した指定番号八一一〇―一）

○福岡県公安委員会告示第三百十八号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十五年十二月十四日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十五年十二月十日

福岡県公安委員会委員長　瓦林達比古

一　名称　道仁会

二　主たる事務所の所在地　福岡県久留米市京町二百四十七番地六

三　代表する者の氏名　小林哲治

四　代表する者の住所　福岡県久留米市上津町千九百七十二番地七

五　指定番号　九〇一三―二（平成二十二年十二月十日福岡県公安委員会告示第三百四十三号により公示した指定番号九〇一〇―二）

○福岡県公安委員会告示第三百十九号

次の指定暴力団につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十日

福岡県公安委員会委員長　瓦林達比古

指定暴力団

平成二十三年二月二十四日福岡県公安委員会告示第三十四号に係る指定番号九〇一一―一の指定暴力団

変更前

名称　九州誠道会

変更後

名称　浪川睦会

○福岡県公安委員会告示第三百二十号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十日

福岡県公安委員会委員長　瓦林達比古

特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日福岡県公安委員会告示第三百五十八号二に係る特定抗争指定暴力団等

変更前

名称　九州誠道会

変更後

名称　浪川睦会

○佐賀県公安委員会告示第七号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十日

佐賀県公安委員会委員長　諸隈　博子

特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日佐賀県公安委員会告示第四号二に係る特定抗争指定暴力団等

変更前

名称　九州誠道会

変更後

名称　浪川睦会

○長崎県公安委員会告示第三十七号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十日

長崎県公安委員会委員長　大井久美子

特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日長崎県公安委員会告示第四十二号二に係る特定抗争指定暴力団等

変更前

名称　九州誠道会

変更後

名称　浪川睦会

○熊本県公安委員会告示第十八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十日

熊本県公安委員会委員長　山本　隆生

特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日熊本県公安委員会告示第二十六号二に係る特定抗争指定暴力団等

変更前

名称　九州誠道会

変更後

名称　浪川睦会

国会事項

衆議院

衆議院規則の一部を改正する規則

衆議院規則の一部を改正する規則は、十二月六日次のとおり議決された。

衆議院規則の一部を改正する規則

衆議院規則の一部を次のように改正する。

第一条中「午前十時」を「議長が定めた時刻」に改める。

第九十二条第一号1及び第十二号2中「安全保障会議」を「国家安全保障会議」に改める。

会期延長議決及び通知

十二月六日本院は国会の会期を十二月七日から八日まで二日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

法律公布奏上及び通知

十二月六日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

生活保護法の一部を改正する法律

生活困窮者自立支援法

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律

がん登録等の推進に関する法律

法律公布奏上通知書受領

十二月六日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

特定秘密の保護に関する法律

議決通知

十二月六日本院は次の件を議決した旨内閣に通知した。

日本放送協会平成二十一年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

日本放送協会平成二十二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

日本放送協会平成二十三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書